

## 令和2年度第4回滋賀県環境審議会廃棄物部会会議概要

### 1. 開催日時

令和3年1月29日（金） 13:30～16:15

### 2. 開催場所

環びわ湖大学・地域コンソーシアム

### 3. 出席委員

奥田委員、芝原委員、野瀬委員、橋本委員、樋口委員、松四委員、南村委員、山本委員、吉原委員、和田委員（50音順）

### 4. 議事概要

#### 議題(1)第五次滋賀県廃棄物処理計画（答申案）について

- ・ 事務局から資料に基づき説明

（委員）

- ・ 「主な関係法令・関係計画等の関係」の中で、滋賀県一般廃棄物処理広域化計画が、現状なくなっているため、第五次滋賀県廃棄物処理計画（以下、「計画」という。）から削除されているが、今後そういうものを作るという意味は「等」に含まれているのか。

（事務局）

- ・ そのとおりである

（委員）

- ・ 非常に重要なことなので、記載があってもよいのではないかと思う。

（委員）

- ・ 「定点観測による散在性ごみ個数」による数値目標を「環境美化の日」に変更されたことはよいと思うが、「環境美化の日」とはどのような日なのか。

（事務局）

- ・ 「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」で5月30日、7月1日、12月1日を「環境美化の日」としており、この日を基準にして清掃している。

（委員）

- ・ 県下全域で行っているということであれば、目標として、もう少し多くてもよいのではないかと思う。

(委員)

- ・ 仮置場の必要面積について、想定される地震毎に地域別で必要面積の確保率を記載することはできないか。

(事務局)

- ・ 仮置場候補地の選定状況については、市町に照会を行っており、把握しているが、確実に使用可能な土地ということまで調整できていないところもあり、年度毎に数値が異なることもあるので計画に記載することは難しい。

(委員)

- ・ それでは、あくまでも「策定率」というのは、仮置場を確保するということを明記した計画の策定率であって、仮置場の確保率とは異なるのか。

(事務局)

- ・ そのとおりである。仮置場候補地の選定状況については、必ずしも市町の災害廃棄物処理計画に明記する必要はないので、策定率の42.1%という数字は災害廃棄物処理計画を策定しているかどうかの数字である。

(委員)

- ① 9ページのグラフについて、将来予測値を点線等にして、実績と将来予測値を分けるほうがわかりやすいのではないか。
- ② 滋賀県には琵琶湖という素晴らしい地域資源があり、コロナ禍においても、多くの人が観光やレジャーに訪れている状況である。コロナが収まった後も自然を求めて人がくることを考えると、散在性ごみ対策については、観光で訪れる方々を対象にした記載をしてもよいのではないか。

(事務局)

- ① グラフの記載方法については工夫する。
- ② 観光客の動きにより、車や人の動きが変わってきているので記載について検討する。

(委員)

- ① プラスチックごみ対策の重点取組について、発生抑制ができていないかを何らかの数値でモニタリングする必要があるのではないか。県内のプラスチックの発生量等の推移を把握するような試みを追加されてはどうか。
- ② 2050年を目標にネットゼロエミッションということで温室効果ガスの排出を減らすという方針に転換し、様々な分野で排出量を減らす取組が必要になってきている。環境省の中でも、廃棄物分野のネットゼロエミッションを検討されていると伺っている。焼却プロセスの中で、廃プラから出る温室効果ガスの量を減らしていくとともに、廃棄物処理プロセス自体のカーボンニュートラル化、例えば、収集運搬車の電子化等を進めていかざるを得ない状況になる。廃棄物分野に関わる温暖化対

策として、どのようなことが出来るか、どの程度費用がかかるのかということを検討課題として項目を作られてはどうか。

(事務局)

- ① 計画中に記載することは難しいかと思うが、検討させていただく。
- ② 温暖化対策課との調整も必要になるので、どのように記載すればよいか検討する。  
環境審議会温暖化対策部会においても、廃棄物の観点からCO2の削減が必要というご意見があり、そのためにプラスチックごみの発生量を減らすという話をした。処理の構造をどうするかという観点からどのような記述ができるか検討させていただく。

(委員)

- ・ 目標項目の「優良産廃処理業者認定数」について、数値ではなく、全体に対して何%達成するという標記の仕方の方がわかりやすいのではないか。

(事務局)

- ・ 現在の滋賀県全体の許可業者数からは優良産廃処理業者認定数の目標値は概ね1割程度となる。この制度は国でも支援措置を作りながら増やしていこうという動きもあり、以前の目標でもあった電子マニフェストの利用も要件としていることから新たに目標として掲げたもの。  
ご指摘の点は、全体許可業者数を入れてどれ位の割合かもわかるよう工夫する。

(委員)

- ① 「平成23年4月の廃棄物処理法改正により創設された優良産廃処理業者認定制度の運用・普及をはじめとする産廃処理業者の優良化に取り組む必要がある」との記載があるが、この記載だと10年前から何が原因で進まなかったかわかりにくいので、何が課題で、どのような取組をすべきか、ということに記載したほうがわかりやすいのではないか。
- ② 公共関与に関する最終処分場について、「県内の一般廃棄物の最終処分量約4.4万tの約5割は、大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場に搬入されています。引き続き廃棄物の適正処理に不可欠であることから、最終処分場の確保が必要です。」と記載があるが、確保のためには、何が課題か、例えば、面積なのか、法的な問題なのか、何か副次的な問題なのかということに記載するとわかりやすいのではないか。それと同時に、「施策の方向性」の「公共関与による最終処分場の確保」にある、「一般廃棄物の適正な最終処分が行われるよう、引き続き関係府県や市町との連携のもとに大阪湾フェニックス事業に関与します」との記載を、関与することで、どのような形で課題の解決に繋がるかということに記載すれば施策の方向性が明確になるのではないか。

(事務局)

- ・ 検討させていただく。

(委員)

- ・ 目標項目の「マイバッグ持参率(レジ袋辞退率)」について、実績値に比べて目標値が下がっているように見えるが、これまで取り組んでいない事業者が入るため、その分数値が下がるという理解でよろしいか。

(事務局)

- ・ そのとおりである。

(委員)

- ・ 現状を維持できるようできないか。

(事務局)

- ・ 「マイバッグ持参率(レジ袋辞退率)」の90.1%という数値は、平成25年度から取り組んできた事業者の間での成果である。今後新たにコンビニ等の参加を想定しており、コンビニにおけるマイバッグ持参率は約70%と聞いているので、その場合数値が下がってしまう。一方で、取組の輪を広げたいので「85以上」という目標値にしているところである。

(委員)

- ① 散在性ごみ＝ポイ捨てごみという理解になっているように見えるが、散在性ごみの中には意図しない流出が一般の人でも多くあると思う。それを考えると「環境美化の日」はごみ拾い終了後に、ペットボトルなどが配られあまり意味がないと感じている。そのため、環境学習の効果を持つ「環境美化の日」ができるよう考えていただきたい。
- ② ごみの減量化の方法について記載があるのは、ほとんどが啓発によるもの。公共政策の方法として、補助、課税、教育、事業の立ち上げなどの方法があると思うので、啓発以外の方法を取り入れていただきたい。

(事務局)

- ① 「環境美化の日」の中で7月1日が「びわ湖の日」となっており、そこで環境学習を含めて様々な活動を行っている。今後、「環境美化の日」を軸とした形で、計画で進める環境学習が恒常的なものとなるように効果的な施策を検討していく。
- ② 食品ロス対策では、フードバンク等を県内で全県的に協力していただき、環境分野だけでなく福祉分野においても、効果的に県内で回るような仕組みづくりを行うという施策の方向性は示させていただいたところ。

プラスチック対策では、庁内連携会議や滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会の場で話し合い、関係団体等と連携をとり、仕組みづくりを検討していくという意味を含めて、「総合的な対策の検討」と記載している。

まずは、食品ロス対策でフードバンクの仕組みづくりを行い、その他の施策についても全県的に広げていきたいとの思いで、計画において「プラスチックごみの発生抑制等の推進」、「食品ロス削減の推進」を重点施策として示している。

(委員)

- どれだけ啓発をしてもワンウェイプラスチックの方が安くて便利であれば使うと思うので、今後、効果的な施策の検討をお願いしたい。

以上